

社会福祉法人 善通寺市社会福祉協議会会員規程

第1条 この規程は、定款第32条に定める会員について規定するものとする。

第2条 会員は社会福祉に関心を有し、本会の趣旨に賛同して入会した者をいう。

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 賛助会員（社会福祉関係者、団体及び個人）
- (3) 特別会員（篤志家、会社法人、社会福祉関係者及び団体）

第4条 会員が会費の納入を終わったときは会員証及び門標を交付する。

第5条 本会は会員に次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の予算、決算事業の報告
- (2) 本会の発刊する機関紙及びパンフレット、チラシ等の配布
- (3) 本会の実施する大会、講習会、研究会への参加案内

第6条 会員の会費額は次の各号のとおりとする。

- (1) 一般会員 1口 年額 500 円
- (2) 賛助会員 1口 年額 1,000 円
- (3) 特別会員 1口 年額 5,000 円

第7条 会員はその年度の会費を毎年9月末までに納入しなければならない。ただし、入会当初に限り年度末までとする。

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第9条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は昭和41年11月22日から施行する。

附 則

この規程は昭和53年6月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和64年1月1日から施行する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。